

こ保運第 223 号
令和 3 年 5 月 20 日

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、
横浜保育室、認可外保育施設 設置者・園長・施設長各位
病児・病後児保育事業 実施者

こども青少年局 保育・教育運営課長

新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費の補助について（事前のお知らせ）

日頃より、本市の保育・教育行政にご協力いただきありがとうございます。

昨今のコロナウイルスの感染拡大の状況に鑑み、今年度も感染症拡大防止の対策補助金の交付を予定しています。

内容の詳細や具体的な手続等につきましては、後日、決定次第改めて通知いたしますが、昨年度との変更点がありますので、その内容についてお知らせします。

なお、本通知は、厚生労働省が定める本補助事業の対象施設・事業者（認可保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地域型保育事業所、本市に届出済みの認可外保育施設（居宅訪問型保育事業は法人のみ）、本市が病児・病後児保育事業を委託している医療機関及び保育施設）に送付しています。

<令和 2 年度からの主な変更点>

1 補助上限額・対象施設

施設の利用定員数に応じて補助上限額が変わります。

また、今年度は認可保育所等の分園、及び、法人で実施している認可外居宅訪問型保育事業が対象となります。

※詳細は別紙 1 参照

2 補助対象期間

令和 3 年 4 月 1 日から 12 月末まで

年度途中で開所した施設は開所日から 12 月末まで

3 申請手続き・今後のスケジュール（予定）について

今年度は補助の申請と実績報告を兼ねて書類をご提出いただくことを予定しています。

申請手続き方法や今後のスケジュール等の詳細については、6 月下旬ごろにご案内する予定です。お問い合わせについてはご案内までお待ちいただくようお願いします。

6 月下旬	7 月～12 月	1 月～3 月
市：申請書等配布	施設：補助申請兼実績報告書の提出	市：補助金額の確定 施設：請求書の提出 市：補助金の交付

<その他>

1 対象経費について

(1) かかり増し経費・研修受講費用

…職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費

<「かかり増し経費」の具体的な内容>

○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇用した場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

○ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

(2) マスクや消毒液、感染防止用の備品購入経費

2 実績の報告の際必要となる書類について

実績報告の際には、経費を支払ったことのわかる「領収書」や「通帳の写し」（口座引き落としの場合）、「給与支払明細書」などの提出が必要です。提出の確認ができない場合、補助金の対象経費とすることができませんので、あらかじめ書類の整理を進めていただくようお願いします。その他、必要に応じて購入物品の説明書類や給与規程及び手当支給の通知などを求める場合があります。

(添付)

別紙1 新型コロナウイルス感染症対策補助対象施設・金額上限の一覧

別紙2 FAQ

担当：こども青少年局 保育・教育運営課運営・指導係

TEL 045-671-3564

Email kd-unei@city.yokohama.jp

別紙1 新型コロナウイルス感染症対策補助対象施設・金額上限の一覧

		認可保育所	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	施設型給付幼稚園	私学助成幼稚園	特定地域型保育事業	横浜保育室	認可外保育施設	居宅訪問型認可外保育施設 本市に届出済みの法人のみ (個人は対象外)	病児・病後児保育実施施設
	①施設分 ※利用定員…令和3年4月1日時点の利用定員 <u>感染症防止のために職員が消毒業務行った際の賃金など、職員にかかる費用について、優先して申請をしてください。※1</u>	利用定員 (1号認定を含める) 19人以下 30万円以内 20人以上59人以下 40万円以内 60人以上 50万円以内	×	×	×	利用定員 19人以下 30万円以内 20人以上59人以下 40万円以内 60人以上 50万円以内	利用定員 19人以下 30万円以内 20人以上59人以下 40万円以内 60人以上 50万円以内	運営状況報告書に記載した利用定員 (令和3年4月1日時点) 19人以下 30万円以内 20人以上59人以下 40万円以内 60人以上 50万円以内			
対象 経費 ② 事 業 分 (一 時 保 育 事 業 ま た は 年 度 限 定 保 育 ※ 令 和 3 年 4 月 1 日 実 施 届 出 済 み 延長保育事業	利用定員 (1号認定を含める) 19人以下 15万円以内 20人以上59人以下 20万円以内 60人以上 25万円以内	×	×	利用定員 19人以下 15万円以内 20人以上59人以下 20万円以内 60人以上 25万円以内	×	×	×	×	×	×	
	一時保育事業または年度限定保育 ※令和3年4月1日実施届出済み	30万円以内	30万円以内 ※1事業分のみ 申請可能です	×	×	30万円以内	30万円以内	×	×	×	×
	横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業または横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業 ※令和3年4月1日実施届出済み	×	30万円以内	30万円以内	30万円以内	×	×	×	×	×	×
	乳幼児一時預かり事業 ※横浜市から乳幼児一時預かり事業補助金を受けている施設のみ	×	×	×	×	×	×	30万円以内	×	×	×
	病児・病後児保育事業 ※横浜市が病児保育事業を委託している医療機関及び保育施設のみ	×	×	×	×	×	×	×	×	30万円以内	

【例え】

保育所（利用定員60人以上）が、延長保育事業と一時保育事業を実施している場合

$$\text{「施設分」 } 50\text{万円} + \text{「延長保育事業」 } 25\text{万円} + \text{「一時保育事業」 } 30\text{万円} = \text{ 最大105万円}$$

小規模保育事業（利用定員19人以下）が延長保育事業を実施している場合

$$\text{「特定地域型保育事業所」 } 30\text{万円} + \text{「延長保育事業」 } 15\text{万円} = \text{ 最大45万円}$$

※1 「感染症防止のために職員が消毒業務行った際の賃金など、職員にかかる費用」の具体例

- 「①施設分」については下記の費用について、優先して補助金を利用して下さい。
- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇用した場合の賃金
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

別紙2 FAQ

問	答
1 いつ購入したものが対象ですか。 いつ支払った賃金が対象ですか。	補助金の対象期間は令和3年4月1日から12月末日までです。この間に支払った費用・賃金が対象となります。ただし、12月末までに業務が終了したものが対象です。※令和3年3月の超過勤務手当を令和3年4月に支払う場合は対象となります。 なお、詳細な取扱いについては現在調整中ですので、決定次第改めてお知らせします。
2 具体的な申請手続きについての通知を待ってから作業を進めればよいですか。	補助金の対象期間は令和3年4月1日から12月末日までです。この間に支払ったものが対象となります。すでに購入・納品等がされている物に係る領収書等の整理や、今後購入する物の選定・発注等を進めてください。
3 補助金の受領までにどんな手続きがありますか。	7月から12月に補助申請兼実績報告書の提出をお願いする予定です。期限や必要書類については別途お知らせします。
4 感染症防止用の備品等とは具体的には何ですか。	マスクや消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹼、うがい薬、雑巾、ペーパータオル等の新型コロナウィルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものは対象として差支えありません。 また、子どもが密にならないように配慮するため、絵本・おもちゃやベビーカー・バギーの追加購入費など、今後、感染症対策を徹底しつつ、保育を継続していくために必要な物品も対象として差し支えありません。 その他、職員のリモート環境を整備するためのパソコン、モニターやヘッドセット等の購入経費も含まれます。 ただし、食料品、感冒薬（風邪薬等）、TVゲームや携帯ゲーム機及びゲームソフトは対象外です。また、単に劣化や故障などを理由とした備品等の買い替えや改修も対象外です。
5 100万円以上のものを購入するにあたって、必要なことはありますか。	1件（1契約）あたりの支払金額が100万円以上と見込まれる場合には、市内事業者による”入札”または”2者以上の見積書の徴収”が必要です。（実績報告時に見積書を添付していただきます。）ただし、市内に受注者がいない等、合理的な理由がある場合には、1者の見積徴収でかまいませんが、理由書を作成していただく必要があります。 ※横浜市補助金等の交付に関する規則 第24条
6 補助金の申請は施設単位ですか。法人でまとめて申請することは可能ですか。	施設単位で申請してください。
7 法人で全施設分購入してもいいですか。	各施設へ購入した物品を配布し、按分額を各施設の対象経費として計上するのであれば構いません。ただし、原則として1件（1契約）あたりの支払金額が100万円以上と見込まれる場合には、市内事業者による”入札”または”2者以上の見積書の徴収”が必要です。（実績報告時に見積書を添付していただきます。） ※FAQ No. 5 参照

	8 かかり増し経費とは何ですか。	・職員が勤務時間外に消毒、清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日割増賃金 ・通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当 など法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇用した場合の賃金です。 ※ 手当等の水準については、社会通念上適当と認められるものであることが必要です。
9	研修受講費用とは何ですか。	感染防止対策に関する研修に係る費用です。
10	かかり増し経費には給与規程が必要ですか。	申請の際に、時間単価や何人が超過勤務を行ったか等、積算根拠の提出を依頼する予定です。給与規程については必要に応じて提出を求める場合があります。
11	施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援とは何ですか。	施設が感染防止対策を行う上で、職員が日常生活等で必要とする物品が対象です。 物品等の例：手荒れ防止用ハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど
12	補助申請兼実績報告のときにはどんな書類が必要になりますか。	実績報告の際には、経費を支払ったことのわかる「領収書」や「通帳の写し」（口座引き落としの場合）、「給与支払明細書」などの提出が必要です。提出の確認ができる場合、補助金の対象とすることができませんので、あらかじめ書類の整理を進めていただくようお願いします。 その他、必要に応じて購入物品の説明書類や給与規程及び手当支給の通知などを求める場合があります。
13	レシートは領収書に代えることができるか。	購入した物の内容、購入日、金額が確認できるレシートであれば大丈夫です。
14	領収書の宛名は購入した職員名でもよいですか。	法人名の宛名が必要です。職員が購入し、その後法人が立て替えた場合は対象となります。立て替える際は法人と職員間でかわした領収書の写しを提出してください。
15	申請上限額はいくらになりますか。	申請上限額は別紙を参照してください。また、各施設の上限金額は申請書等を配布する際、通知する予定です。
16	空気清浄機等のリース代は対象経費となりますか。	空気清浄機等のリース料金については、令和3年4月1日から12月末日までに支払いを完了するものについては対象となります。
17	施設内の消毒清掃を業者に委託した場合の委託料金は対象経費となりますか。	施設の消毒、清掃を外注した場合、令和3年4月1日から12月末日までに委託料金の支払いを完了するものであれば対象となります。 ただし、12月末までに履行が終了したものが対象です。 ※令和3年3月の委託料を令和3年4月に支払う場合は対象となります。しかし、令和4年1月に履行予定の委託料を令和3年12月に支払った場合は対象外です。
18	保育スタッフを新たに雇用した場合や、従来からのスタッフが残業して消毒作業を行った場合の人事費は対象となりますか。 人材派遣を利用した場合はどうですか。	新型コロナウイルス感染症に対応するため、新たに雇用したスタッフの人事費、残業手当、人材派遣料も対象となります。 なお、市から支給している給付費、向上支援費、延長保育事業費や他の交付金・補助金等との重複はできません。
19	交付決定額を超えた備品を購入した場合、対象経費にすることはできますか。	交付決定額を上限に対象となります。（例：交付決定額が50万円で購入額が70万円の場合、対象経費は50万円になります。）

20	利用定員60人以上の施設のため、施設分として50万円、延長保育事業として25万円、一時保育事業として30万円、計105万円が上限となると思うが、施設分として50万円以上の物品を購入した場合、全額補助の対象となるか。	対象施設・事業で共用する場合は50万円を超えて備品を購入した経費も交付決定額を上限に補助対象となります。（例：施設及び延長保育で共用する保育室の空気清浄機の購入費用等）
21	施設・事業で共用する備品の購入経費はどのように実績報告すればいいですか。	原則、施設・事業ごとで経費を明確に区分する必要があります。しかし共用で利用する等、明確に区分することが難しい場合には、使用実態や頻度などを考慮し、各事業ごとに配分して報告してください。 (例：申請上限額が105万円で、100万円の備品購入をした場合…施設50万円／延長保育25万円／一時預かり25万円)
22	代表者の押印は必要ですか。	申請書兼実績報告書は押印不要です。補助金額の確定後、ご提出いただく請求書には必要となります。
23	分園については補助対象ですか。本園と合わせて申請可能ですか。	分園にかかる費用についても対象となります。また、申請の際は本園と分園で合わせてご申請いただく予定です。